

令和2年6月
勝浦市議会定例会会議録（第1号）

令和2年6月8日

○出席議員 15人

1番 鈴木 克己 君	2番 狩野 光一 君	3番 渡辺 ヒロ子 君
4番 照川 由美子 君	5番 戸坂 健一 君	6番 磯野 典正 君
7番 久我 恵子 君	8番 寺尾 重雄 君	9番 松崎 栄二 君
10番 丸 昭 君	11番 佐藤 啓史 君	12番 岩瀬 洋男 君
13番 黒川 民雄 君	14番 岩瀬 義信 君	15番 末吉 定夫 君

○欠席議員

なし

○地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

市長 土屋 元 君	副市長 竹下 正男 君
教育長 岩瀬 好央 君	総務課長 平松 等 君
企画課長 長田 悟 君	財政課長 植村 仁 君
税務課長 齋藤 恒夫 君	市民課長 岩瀬 由美子 君
高齢者支援課長 元吉 宏行 君	福祉課長 軽込 一浩 君
生活環境課長 山口 崇夫 君	都市建設課長 川上 行広 君
農林水産課長 大森 基彦 君	観光商工課長 高橋 吉造 君
会計課長 土屋 英二 君	学校教育課長 吉野 英樹 君
生涯学習課長 屋代 浩 君	水道課長 大野 弥 君
消防防災課長 神戸 哲也 君	

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局長 吉清 佳明 君	議会係長 原 隆宏 君
--------------	-------------

議 事 日 程

議事日程第1号

- 第1 諸般の報告
- 第2 行政報告
- 第3 会期の決定
- 第4 会議録署名委員の指名
- 第5 議案上程・説明・質疑・討論・採決

議案第32号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度勝浦市一般会計補正予算）

第6 議案上程・説明

議案第33号 勝浦市税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第34号 勝浦市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第35号 勝浦市重度心身障害者の医療費支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第36号 勝浦市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

議案第37号 勝浦市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第38号 勝浦市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第39号 勝浦市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

議案第40号 夷隅郡市広域市町村圏事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について

議案第41号 令和2年度勝浦市一般会計補正予算

議案第42号 令和2年度勝浦市国民健康保険特別会計補正予算

議案第43号 令和2年度勝浦市水道事業会計補正予算

第7 休会の件

開 会

令和2年6月8日（月） 午前10時開会

○議長（黒川民雄君） おはようございます。

ただいま出席議員は15名でありますので、議会はここに成立いたしました。

これより、令和2年6月勝浦市議会定例会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。本日の日程はあらかじめお手元へ配付したとおりでありますので、それによって御承知を願います。

諸 般 の 報 告

○議長（黒川民雄君） 日程第1、諸般の報告であります。事務局長に報告をさせます。吉清事務局長。

〔事務局長 吉清佳明君登壇〕

○事務局長（吉清佳明君） 命によりまして、諸般の報告を申し上げます。

今期定例会における市長以下関係者の出席通知、令和2年3月定例会以降の議会側の動静につきましては、お手元に印刷物をお配りしているとおりにございますので、それによって御承知

おきをいただきたいと思います。

初めに、系統市議会議長会関係について、千葉県南市議会議長会から申し上げます。去る5月22日、袖ケ浦市において総会が開催される予定でありましたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため書面会議となりました。会議の概要を申し上げますと、会務報告、令和元年度歳入歳出決算、令和2度事業計画及び歳入歳出予算、いずれも原案のとおり承認可決されました。

次に、役員の改選においては、会長に袖ケ浦市、副会長にいすみ市、理事に本市のほか8市、監事に富津市及び君津市の各議長が選任されました。

次に、千葉縣市議会議長会について申し上げます。去る4月21日、千葉市において第191回千葉縣市議会議長会定例総会が開催される予定でありましたが、同じく書面会議となりました。会議の概要を申し上げますと、会務報告及び交際費の支出報告・研修実績、令和元年度決算、慶弔規定の一部改正、令和2年度予算及び都県提出議案がいずれも原案のとおり承認可決されました。次に、役員の改選が行われ、会長に柏市、副会長に市原市、理事に習志野市、銚子市、いすみ市及び我孫子市、監事に成田市及び東金市の各議長が選任されました。

次に、関東市議会議長会について申し上げます。去る4月23日、横須賀市において第86回関東市議会議長会定期総会が開催される予定でありましたが、同じく書面会議となりました。会議の概要を申し上げますと、令和元年度歳入歳出決算、令和2年度歳入歳出予算、慶弔規定の一部改正の会長提出議案が3件及び都県提出議案4件が審議され、いずれも原案のとおり承認可決されました。続いて、役員改選及び相談役の委嘱が行なわれ、会長に甲府市、副会長に水戸市のほか2市、支部長に8市、理事に34市、監事に2市の各議長が選任され、相談役には横浜市のほか8市の各議長が委嘱されました。千葉県関係で申し上げますと、支部長に柏市、理事に市原市、習志野市、銚子市、いすみ市及び我孫子市、相談役に千葉市及び習志野市の各議長が選任、委嘱されました。

以上で、系統市議会議長会関係を終わります。

次に、今期定例会の運営について申し上げます。去る6月3日、議会運営委員会を開いていただき協議をお願いいたしましたので、その際の答申内容について申し上げます。今期定例会の会期は、6月8日から6月16日までの9日間とすることです。日程につきましては、あらかじめお手元へ会期日程表をお配りしてございますが、本日は、この後、市長の行政報告、会期の決定、会議録署名議員の指名と順次お願いし、続いて議案第32号を上程し市長から提案理由の説明を受け、質疑・討論を経て採決をお願いする。続いて、議案第33号から議案第43号を逐次上程し、市長から提案理由の説明を受け、さらに議案第41号の一般会計補正予算につきましては、担当課長から補足説明を受け散会する。

第2日目の6月9日は議案調査等のため休会とし、第3日目の6月10日は、午前10時から議案第33号から議案第43号を逐次上程し、質疑を行い、請願2件とともに、それぞれ所管の常任委員会へ付託し散会する。

第4日目の6月11日から第8日目の6月15日までの5日間は委員会審査等のため休会していただき、この間、6月11日は午前10時から総務文教常任委員会、6月12日は午前10時から産業厚生常任委員会をそれぞれ開いていただき、付託事件の審査をお願いする。

最終日の6月16日は、午前10時から本会議を開いていただき、逐次、議案、請願を上程し、

各常任委員長から報告をいただき、質疑・討論を経て採決をお願いする。

次に、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての諮問1件の提出が予定されておりますので、それを上程し、市長から提案理由の説明を受け、質疑を経て採決をお願いする。

続いて、市長から平成31年度一般会計繰越計算書2件の報告を受け、今期定例会を閉会する。

以上のような答申がなされましたので、これに基づきまして今期定例会が運営されるものと存じます。

以上を申し上げまして、諸般の報告を終わります。

行 政 報 告

○議長（黒川民雄君） 日程第2、行政報告であります。市長の報告を求めます。土屋市長。

〔市長 土屋 元君登壇〕

○市長（土屋 元君） 本日、令和2年6月勝浦市議会定例会を招集しましたところ、また御多用のところ御参集いただきまして誠にありがとうございます。当面する諸案件について御審議いただくことといたしました。それでは、ただいまから行政報告を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症対策について申し上げます。去る5月25日、緊急事態宣言が解除されました。宣言の発令から解除までの間、市内では1名の感染者が確認されましたが、その後、感染が拡大することはありませんでした。市民の皆様におかれましては、外出の自粛など、大変御不便をおかけいたしました。対策への御理解、御協力に対し、心から感謝申し上げます。併せて、国内では、いまだ感染が確認されている中、日夜、誠心誠意、治療や看護に当たられている医療従事者の皆様に深く敬意を表する次第でございます。また、感染症によりお亡くなりになった方々に、心より哀悼の意を表し、御冥福をお祈りいたしますとともに、療養中の皆様の一日も早い御回復を心からお祈り申し上げます。

それでは、これまでの本市の対策及び経過を申し上げます。令和2年4月7日に千葉県を含む7都府県に対し緊急事態宣言が発せられ、同日、県による措置内容が示されました。これを受け、市では、県の措置内容を踏まえた新型コロナウイルス感染症対策を行ってまいりました。具体的には、小中学校の臨時休校、保育所の臨時休所及びこども園の臨時休園をはじめ、各種公共施設の利用制限を図るとともに、市民の皆様に対しまして、不要不急の外出の自粛や密閉空間、密集場所、密接場面など、いわゆる3つの密を避けていただくようお願いしてきたところでございます。特に、本市への来訪者対策につきましては、県と連携し、海岸地域に所在する駐車場の閉鎖や漁港への立入り制限のほか、広報車で市内巡回啓発を実施するとともに、勝浦警察署に対し、路上駐車対策を要請するなど、各種対策の強化を図ったところであります。

一方で、市民生活の影響や経済活動の低迷に対する支援につきましては、国の特別定額給付金をはじめ、市の独自の施策として、18歳未満の子供を養育する子育て世帯に対する給付金の支給、各世帯へのマスクの配布のほか、市内の店舗で使用できる商品券の配布などを実施いたします。

こうした中、6月1日から小中学校を再開いたしました。元気に登校する子供たちの姿に日

常への回復を実感したところであります。しかしながら、感染拡大の第2波、第3波の襲来が懸念されるなど、これからの対応がより重要であると認識しております。このため、国が示した新しい生活様式の実践を市民の皆様をお願いするとともに、市民の命と暮らしを守る施策を積極的に取り組む所存であります。

皆様方におかれましては、引き続き、御理解、御協力のほど、よろしくお願い申し上げます。
以上で、行政報告を終わります。

会 期 の 決 定

○議長（黒川民雄君） 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から6月16日までの9日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川民雄君） 御異議なしと認めます。よって、会期は9日間と決しました。

会 議 録 署 名 議 員 の 指 名

○議長（黒川民雄君） 日程第4、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、議長において、岩瀬義信議員及び狩野光一議員を指名いたします。

議 案 上 程 ・ 説 明 ・ 質 疑 ・ 討 論 ・ 採 決

○議長（黒川民雄君） 市長より議案の送付がありましたので、職員に朗読させます。原係長。

〔職員朗読〕

○議長（黒川民雄君） ただいま朗読いたしました議案は、お手元へ配付したとおりであります。

それでは、日程第5、議案を上程いたします。議案第32号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。市長から提案理由の説明を求めます。土屋市長。

〔市長 土屋 元君登壇〕

○市長（土屋 元君） ただいま議題となりました、議案第32号 専決処分の承認を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、令和2年度勝浦市一般会計補正予算についてであります。今回の補正予算は、歳入歳出予算の補正であり、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための経費として、非接触型体

温計等の衛生資器材の購入に係る費用、小中学校におけるスクールバスの増便及びオンライン授業を実施するための通信環境の整備に係る費用のほか、市税過誤納に係る還付金に伴う令和2年度勝浦市一般会計補正予算について、緊急を要することから、去る5月25日に専決処分をいたしましたので、議会に報告し、御承認をいただこうとするものであります。

内容について申し上げますと、歳入歳出予算においては、既定予算に983万1,000円を追加し、予算総額を103億9,229万5,000円としたものでございます。歳出予算のうち、総務費においては徴税費に426万5,000円、衛生費においては保健衛生費に300万1,000円、教育費においては教育総務費に256万5,000円を追加したものであります。これに対する財源としまして、歳入予算に繰入金983万1,000円を追加計上したものであります。

以上で、議案第32号の提案理由の説明を終わります。

○議長（黒川民雄君） これより質疑に入ります。発言通告がありましたので、順次発言を許します。初めに鈴木克己議員。

○1番（鈴木克己君） それでは、今の提案された専決事項の承認についてということで、3点、専決があったので、3点ともお聞きをしたいと思います。

まず1点目の、予算書6ページ、徴税費、賦課徴収費の償還金426万5,000円についてであります。この補正が専決で行うべきものなのかということを私は疑問に思ったんですが、専決されたということで、先ほど、今、市長からあった説明、市税過誤納に係る還付金に伴う令和2年度勝浦市一般会計補正予算について緊急を要するものと認めたということでの専決だという御説明であります。緊急性が本当にここに完璧にあるのかどうか、そこをまず確かめたいんですが、まず専決を行った理由について伺います。

それと、この点の2点目について、還付金426万5,000円が発生した根拠と、その対象事業費、これは固定資産税ということになっていますが、固定資産税でどれだけのこの内容になっているのか、還付、誤過納、誤納ですから誤って納められたものを返すという話ですので、なぜそのようなことが起きていたのかということについて伺います。しかも、これは私は専決処分ですべきじゃなかったと、本来は本会議の予算に上げてやるべきが筋じゃないかというふうなことも思いますので、その点も踏まえて御説明ください。

それと、2点目にある環境衛生費の予防費、感染拡大防止対策事業として上がった300万1,000円の事業内容について、その詳細を、一度、お聞きをしておきたいと思います。特に消耗品、そして備品購入費にあるんですが、これはやはり感染拡大防止対策として急を要するものというふうに認識をします。ただ、この内容がどのようなものだったか、一度、確認をさせていただきたいと思います。

あと、備品のパルスオキシメーターということで、指に挟んでその方の健康状態を測定する機器だということになるかと思いますが、たった1台ということになります。たったって言うっちゃおかしいけれども、3万円の。1台だけでこれはいいのか。逆に言えば、これはどこで使っていくのかということと、あと、これがどういう機械でどういうものなのかというものを、一度、説明を受けたいと思います。調べれば分かる話ですが、こういう会議の場で説明を受けて、それを、私は1台ということについてはちょっと疑問があるんですが、もっと、どうせこれをコロナウイルス感染でやるのであれば、もっと数台、いろいろと配置しておく必要もあるのかなと。ただ、使うのに当たって、看護師さんとか、そういう資格者が使わなきゃいけない

んだろうと思いますので、それについて具体的に御説明をお願いします。

教育費のほうですが、一般事務費の256万5,000円の事業内容、これについてお聞きします。小中学校も始まって、コロナ対策、大変に、今、説明があったとおり、市長からの当初のお話があったとおり、休校が長かったんで、非常に学校のほうも大変だったと思います。その中で中学校の、勝浦中学1校になりましたけれども、非常に発信が具体的で、今の校長先生、前の教育課長でしたけれども、非常に具体的に発信をされて、これは保護者にとっては非常に安心できる内容だったと私も、そんなに、毎回、見ていませんけれども、ちょっと見ましたらそういう情報がY o u T u b eから流れてきました。

これは、やはり今の時代の対応だということに、高い評価をさせていただきますが、そういう中において、学校が始まって、やはり子供たちが元気に行っているんだということにおいて、やはりここで、さらにまたコロナ感染があってはいけない、絶対あってはいけない話なんで、そここのところの対策も含めて、バスを出したということです。少し具体的に今の学校の現状も含めて話していただければと思いますので、その辺について、このバスの運行の借上料240万ですが、それと学校の今の通学体制についてのお話を聞ければと思います。

それとあと、オンラインの事業については、これは今、もちろんそのとおり、今の時代に即するものでありますので、W i - F i、これ中学校だけだと思いますが、この整備をやはり、小学校はこれからなっていくんでしょうけれども、そういう設備についてはこれから先も必要かなと思いますので、その辺についての考えも併せてお示しいただければと思います。

以上です。

○議長（黒川民雄君） 答弁を求めます。齋藤税務課長。

○税務課長（齋藤恒夫君） お答えいたします。

私のほうから、6ページの市税の過誤納還付金と、426万5,000円の関係でございますけれども、まず、1点目の専決処分にした理由ということでございます。当該案件につきましては、本年4月に固定資産の課税明細書、納付書と一緒に発送した後に、当該所有者より照会がございまして、当課で現地を含めまして十分調査した結果、過去に遡り、還付加算金を含め償還する必要が生じたことから、還付加算金の関係もございまして、できるだけ早急に償還するため、専決処分をさせていただいたところでございます。

2点目の還付金が発生した根拠、対象等の詳細についてでありますけれども、これにつきましては、地方税法第349条の3の2第2項等に規定いたします、200平米以下の小規模住宅用地及びアパート等の共同住宅用地のうち、200平米を超えるものにつきましては、200平米に当該住宅の数を乗じて得た面積に相当する住宅用地についての固定資産税の課税標準は、その課税標準となるべき価格の6分の1の額とすると。これは、住宅用地に対する固定資産税の課税標準の特例ということにつきまして、これ、平成19年度初年度課税分にまで遡りましてこの特例を適用すべき案件が発生いたしましたので、この税額を更正し、過去に徴収した分につきまして、地方税法及び勝浦市固定資産税等過誤納金償還金支払い要綱等に基づき、還付加算金を含めまして、当該納税者に対し償還したものでございます。

補正の内訳について申し上げますと、1件で3筆、本税分の償還金が315万1,700円、還付加算金が111万3,100円、合計で426万4,800円となっております。

以上です。

○議長（黒川民雄君） 次に、岩瀬市民課長。

○市民課長（岩瀬由美子君） 私のほうからは、7ページの感染拡大防止対策事業の300万1,000円について御説明申し上げます。

これは、新型コロナウイルス感染症のさらなる感染拡大防止を目的といたしまして、緊急的に、現在、不足している衛生資機材の購入を行うものでございます。また、その詳細につきましては、非接触型体温計、単価7,040円のを97個、サージカルマスク、1箱50枚入りの単価2,750円として450箱、防護服、単価2,904円を270セット、N95マスク、1箱20枚入り、単価1,936円を30箱、プラスチック手袋、1箱100枚入り、単価880円のを40箱、またアルコールの手指の消毒液500ミリリットル、単価858円のを200本、次亜塩素酸ナトリウム溶液600ミリリットル入り、単価440円を3本、そしてパルスオキシメーター1台、2万9,040円でございます。

また、備品購入費にございますパルスオキシメーターについてでございます。これにつきましては、まずパルスオキシメーターといいますのは、皮膚の表面から血中の酸素飽和度を測定する医療機器でございまして、使用の方法は、洗濯ばさみのような形状のものを人さし指に挟むだけで簡単に測定ができるものでして、決して新型コロナウイルスの感染を測定するものではございませんが、現在のところ、軽症者の療養施設などでも、感染者の肺炎や重症化の兆候などの目安としても利用されているということでございます。

また、実際に勝浦市が想定している使用場面でございますが、市民課の健康管理係に設置いたしまして、行政サービスの全般、例えば来庁者、運動教室や避難所などにおいて体調不良の方が発生した場合に、医療職が現場に持参しまして、他の全身状態と併せて健康状態を即時で把握するために、応急的に測定することを想定しております。

1台で購入がよいのかというようなことでございましたが、現在、既に1台を保有しております、使用者が医療職ということでございますので、もう1台を購入し、これで運用できるというふうに考えております。

以上です。

○議長（黒川民雄君） 次に、吉野学校教育課長。

○学校教育課長（吉野英樹君） お答えします。

まず、バスの借上料につきまして説明します。小中学生通学支援事業としまして、児童生徒の新型コロナウイルスによる感染予防を図るため、学校再開に向けた分散登校、また学校再開後の通学に際して、公共交通機関の利用に代えてスクールバスの増便により対応を図りました。対象となった児童生徒ですが、勝浦中学校の元興津中学校区のJR通学の生徒、それから、勝浦小学校の元新戸小学区の児童となります。その理由としまして、感染予防の観点から、JRにつきましては、運行エリアが千葉から鴨川と広いこと、また、その時期に運行エリアで新型コロナウイルスの感染者が確認されていたことが挙げられます。また、路線バスにつきましては、休日ダイヤでの運行となっておりますので、児童の下校時刻のバスがなかったための代替バスとなります。

次に、情報通信機器借上料について説明します。家庭学習環境整備事業として、臨時休校中の家庭学習支援として、環境整備がなされていない中学生の世帯に、可搬型通信機器、モバイルWi-Fiルーターとタブレット端末を無償で貸出しをしました。中学生につきましては、

生徒がＩＣＴ機器の操作やネット環境に慣れていること、また、発達段階に応じて１人で学習ができることが挙げられます。

今回の臨時休校で、学習面のほか、生活習慣の乱れが心配されました。以前は、生徒一人一人への家庭連絡を電話対応してまいりました。かなり時間がかかりました。今回は、オンラインによる朝の会ができましたので、健康観察など、短時間でできるようになりました。また、教員につきましては、オンライン学習、実際の導入に向けた準備や授業の進め方のイメージができたと思っております。

以上です。

○議長（黒川民雄君） ほかに質疑ありませんか。鈴木克巳議員。

○１番（鈴木克巳君） それでは、還付金のほうなんです、今、説明があったんですが、還付加算金が113万ほどあると。対象者は１人だったということですね。これが、平成19年まで遡る。10年前に遡っての還付ということですが、これは当然、納税者に納付させてしまったというところなのかな。それとも、間違っただけで納付するわけないんで、納付書が行って、納税通知が行っていたのが、この地税法の対象の減免対象ができていなかったためというのが発見されたということなんで、発見して、還付についても10年前遡っていくと、加算金が、これは日ごとにかかるわけですから、なんです、これを聞いてもしようがないかもしれないけれども、なぜ今、それと、通常、これは市の失態だと私は思います。それを対処するというので、今回、専決したという市長の判断ですので、それを、私はもう、もちろんこの内容についてもっと詳細に委員会等の中でもやるべきだとは思っていたんですが、そういう今の説明で、ある程度は、一刻も早く、一日も早くその対象者に返還していくということで専決をしたということで、それはそれであっても仕方がないと思いますが、その前に、やはりここ１件だけ、ほかにこれをもとに、いま一度、こういうものがないのかどうか、やはり洗い出しも必要ではないかと思います。

１件で400万の返還するということは、これは市として一大事ですね。今までも、勝浦市ではないですけども、ほかの市町村でもやはり税金の取り過ぎ、それについての還付等々が起きたときには新聞で報道されているんです。いわゆる市の収納というか税務体制に対して失態があったということで、謝罪も含めて新聞報道なんかされている場面もあります。ただ、それが、大きいのか小さいのか、やるべきなのは、それは当局の判断になると思いますが、そういうことについて言わせてもらえば、やはりもう一度、ここの、どこの誰ということはもちろん私どもが聞く筋はありませんが、なぜこれが起きてしまったのかというのを、もう一度、確認をさせてください。地方税法349条の３の２の減免すべきものがされていなかったという、ただそれだけの事実が分かったから返すというよりも、市の行政対応がどうだったかということをややはり検証する必要があるんじゃないかと思います。それについては、税務課長よりも私は副市長あたりの対応でお聞きをしたいと思っています。

２点目、それと改めて、この１件３筆の問題だということはあるしますので、これ、税務課長のほうで、もう一度、その辺の１件３筆がどういう状況の３筆なのかお聞きをします。

それと、あと、市民課長さんで答えていただきましたこのことについては、いろいろ緊急性のあるもので、これを購入して対応したということでもありますので、これはこれで了といたしますが、先ほどのパルスオキシメーターが、今、２台あって、医療関係者が使うんだということで、健康状態を把握するのに有効な機器だということであれば、これから先、考えられるこ

とは、やはりコロナウイルス対策も含めて、やはり健康状態のよしあしをこの機械である程度把握できるのであれば、私はもっと広くこれを配置しておいてもいいのかなと。例えば学校はあるのかな。学校の医務室に。もしなければ、そういうところにもやはり配置すべきだというふうに、これは答弁結構です。そういうことも検討してもらいたいなというふうに思いますし、あと、やはり危惧されるのは、これから台風シーズンを迎えます。そして、これはちょっとずれちゃうんで、これは答弁要らないんですけども、ちょっと話だけさせてもらうと、大きな台風がやはり毎年襲ってきていますし、ここへ来て避難所開設、今、行川の小学校の改築で、避難所を、今、急遽というか、急いで改築、今、されている最中だと思いますが、そういうところができた暁には、やはり避難所に対する医療体制というのは、看護師さんが1名待機するということでありましたが、そこにはあるんでしょうけれども、これが医療、そういうところにもやはり配置をするためには、もう二、三台、やはりあってもいいのかなというふうに思いますので、その辺はぜひ御検討していただきたいなというふうに思います。これは、今、買う、買わないの話じゃないので、その辺については答弁結構ですけども、そういうことも含めてやはり積極的な対応が求められますので、その辺について、これは答弁は要りませんが、そんなような考えがあります。

あと、スクールバスについては、学校のほうで早急な対応と、J R通学者と新戸小学校区のために、これは対応を早急にやったということで評価させていただきますが、これを240万って、いつ、どのくらいの期間やっているのか、コロナの、これが収束というか、例えばワクチンができるとか、治療薬ができるとか、ある程度の収束のめどが立つまでなのか、この期間について、今、この予算を上げたのはいつまでだったのか、あと、バスが何台どのように動いていたのかについて、もうちょっと詳細に、このバスの問題だけお伺いします。それが、例えば収束するまでであればこの金額でいいのかなということもありますので、それについて、もう一度、御答弁をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（黒川民雄君） 答弁を求めます。最初に齋藤税務課長。

○税務課長（齋藤恒夫君） お答えいたします。

私のほうから、今回の原因ということなんでございますけれども、私どもで、今回、所有者のほうから申出があった時点で、先ほども御答弁させていただいたとおり、現地調査、また、所有者との協議、また当時の関係等を調査いたしました。その原因は、相当の年数が経過しておりまして、その主たる要因についてはちょっと判明しなかったというところがございます。しかしながら、今の現況と過去の調査の中で、これは平成19年度からは特例が該当していたという判断をいたしまして、今回、返還金を行ったわけでございます。

また、こういうことが今後ないように、引き続き家屋評価の訪問時等に、本制度の説明と適用の申告書の提出を勧奨していくとともに、現地調査等によりまして、適正な課税客体を把握いたしまして、公平な課税に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（黒川民雄君） 次に、吉野学校教育課長。

○学校教育課長（吉野英樹君） お答えいたします。

まず、期間につきましては、5月25日から7月31日までの期間でございます。バスの台数に

つきましては、1台を運行しております。登校で1台、下校については、勝浦小学校の子たちを先に対応して、そのバスが帰ってきたら勝浦中学校の生徒たちを乗せて興津方面に帰るといふふうに運行しております。

以上です。

○議長（黒川民雄君） 次に、竹下副市長。

○副市長（竹下正男君） 今回の市税過誤納に係る還付金の報道についてでございますけれども、これにつきましては、その全てを報道すべきとは私どもとしては考えてございません。

以上でございます。

○議長（黒川民雄君） ほかに質疑ありませんか。鈴木克己議員。

○1番（鈴木克己君） 税金の還付については、やはり申出があつて調べたら分かったということ、今、答弁ありましたけれども、やはりこのところは、市民に対しての、納税意欲を高めるためにも、いま一度、精査をしてもらいたいなというふうに思います。

今、副市長は報道しませんということだけの答弁ですが、こういう問題が起きたことに対してどういうふうに考えるのか、私、聞きたかったんですけれども、そのことについても、いま一度、答弁をお願いします。

バスのほうについては7月いっぱいということですが、これ、夏休みも少し縮小して8月の何日からになるんで、7月31日でコロナ対応が終わればいいんですけども、そういうような状況はないと思いますので、ぜひとも、今後、またそのところについては、今度は、また専決なっちゃうんですかね、今後の、少なくとも年度中ぐらいというか、年内というか、年度中は、これ、対策する必要があるんじゃないかなと思いますので、その辺は十分検討していただければと思います。

以上です。

○議長（黒川民雄君） 答弁を求めます。竹下副市長。

○副市長（竹下正男君） このような失態というのはあつてはならないものだと私は思っております。したがいまして、今後、事務処理に当たっては、気を引き締めて、こういうことが二度と起らないよう、事務処理を行っていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（黒川民雄君） 次に、戸坂健一議員。

○5番（戸坂健一君） 私からは、議案第32号 補正予算のページ数7ページ、保健衛生費の感染拡大防止対策事業300万1,000円についてお伺いしたいと思います。お聞きしたかった質問であります、通告、事前にした内容が前段者とはほぼ内容趣旨ともに重なりますので、確認の意味も含めて少しだけ質問をさせていただきたいと思います。

このパルスオキシメーターの購入費についてであります。先ほど課長の御答弁の中で、避難所での使用も想定されていて、医療従事者の監督の下でということでありましたが、今後、災害の激甚化等が想像される中で、もし避難者の方に体調不良の方がいたとしても、市の担当者の対応としては、体温の異常だけではなかなか難しい部分があるのではないかと思います。そうした中で、この血中酸素濃度を測れる機械があれば、血中酸素濃度に異常がありますということで、客観的な数値として、避難所から病院への移動もスムーズに行えるのではないかとはいふふうに予想するわけです。でありますので、この避難所でクラスターが発生しないためにも、

感染拡大防止対策として、各避難所で医療従事者の方が有効活用できるだけの台数を確保すべきと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（黒川民雄君） 答弁を求めます。岩瀬市民課長。

○市民課長（岩瀬由美子君） お答えいたします。

各避難所に設置したほうがいいんじゃないかというようなことでございますが、今のところ、想定しているのが、医療職が現場に持参して、医療職の監督の下に測定するのが最善ではないかと思ひまして、現在、持っている1台とプラス1台で十分ではないかというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（黒川民雄君） 次に、神戸消防防災課長。

○消防防災課長（神戸哲也君） お答えいたします。

感染拡大防止のために各避難所に設置するだけの台数を確保してもよいのではということでもありますけれども、避難所における感染拡大防止対策につきましては、内閣府、消防庁及び厚生労働省の事務連絡及び千葉県の手引、これに基づいて行うこととしております。具体的には、頻繁な手洗い、せきエチケットなどの感染予防対策の徹底、そして定期的、また目に見える汚れがあるときに清掃を行うなど、避難所の衛生環境を整えるということ、これが避難所における感染拡大防止ということでもありますので、現在のところ、各避難所にパルスオキシメーターを設置するというものの考えはありません。

以上です。

○議長（黒川民雄君） ほかに質疑ありませんか。ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川民雄君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第32号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川民雄君） 御異議なしと認めます。よって、議案第32号については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川民雄君） これをもって討論を終結いたします。

これより議案第32号 専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。本案を承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（黒川民雄君） 挙手全員であります。よって、議案第32号は承認することに決しました。

○議長（黒川民雄君） 日程第6、議案を上程いたします。議案第33号 勝浦市税条例の一部を改正する条例の制定について、議案第34号 勝浦市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議案第35号 勝浦市重度心身障害者の医療費支援支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第36号 勝浦市国民健康保険条例の一部改正する条例の制定について、議案第37号 勝浦市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第38号 勝浦市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、議案第39号 勝浦市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、議案第40号 夷隅郡市広域市町村圏事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について、以上8件を一括議題といたします。市長から提案理由の説明を求めます。土屋市長。

〔市長 土屋 元君登壇〕

○市長（土屋 元君） ただいま議題となりました、議案第33号から議案第40号までの提案理由の説明を一括して申し上げます。初めに、議案第33号 勝浦市税条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。本案は、令和2年度税制改正大綱の決定を受けて、地方税法等の一部を改正する法律等が令和2年3月31日に公布され、続いて、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置として、地方税制に関する所要の規定を整備するため、地方税法等の一部を改正する法律等が同年4月30日に公布されたこと等に伴い、本条例について所要の改正をしようとするものであります。

初めに、令和2年度税制改正大綱の決定によるものの主なものについて申し上げます。全ての独り親家庭に対して公平な税制を実現する観点から、個人市民税における未婚の独り親に対する所得控除の適用及び寡婦控除の見直しなどの税制上の措置を講ずることとしたこと、法人市民税については、国税における法人税の連結納税制度の見直しに伴う対応として、現行の基本的な枠組みを維持しつつ、国税の見直しに併せて所要の措置を講ずることとしたこと、固定資産税については、軽減等特別措置の創設によるものなどであります。

次に、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置について、主な改正点を申し上げます。1点目は、徴収の猶予制度の特例であり、収入が大幅に減少した場合において、無担保かつ延滞金なしで1年間、徴収猶予ができる特例が設けられたことによる手続等に係る規定の整備によるものであります。

2点目は、厳しい経営環境に直面している中小企業等に対して、令和3年度課税の1年分限り、償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税の軽減措置として、新規に設備投資を行うことにより、生産性改革の実現を図るための対象資産に対する固定資産税の特例措置の拡充及び延長であります。

3点目は、軽自動車税環境性能割の臨時的軽減の延長であり、税率を1%分軽減する特例措置の適用期限を延長し、令和3年3月末日までに取得したものを対象とするものであります。

4点目は、イベントを中止などした事業者に対する払戻請求権を放棄した者への寄附金控除の対象となるもののうち、個人の市民税の税額控除の対象とすることを追加しようとするものでございます。

このほか、法令の改正に伴う規定の整備をしようとするものであります。

次に、議案第34号 勝浦市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。本案は、令和2年3月4日に公布された放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令により、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準が改正され、令和2年4月1日から施行されたことに伴い、放課後児童健全育成事業に従事する職員資格の規定において、放課後児童支援員が修了すべき研修の実施主体に中核市の長が追加されたため、当該基準と同様の規定をしている本条例について整合性を図る必要があることから、所要の改正をするものであります。

次に、議案第35号 勝浦市重度心身障害者の医療費支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。本案は、千葉県の重度心身障害者（児）医療給付改善事業費補助金交付要綱の一部が改正され、令和2年8月1日から施行されることに伴い、関係条例について所要の改正をしようとするものであります。改正点についてであります。県の重度心身障害者（児）医療給付改善事業費補助金交付要綱に合わせ、支給対象者に、精神障害者保健福祉手帳1級に該当する者を追加するものであります。併せて、今回の改正により、重度心身障害者の医療費支給対象となった精神障害者保健福祉手帳1級に該当する者を、勝浦市精神障害者医療費支給対象者より除くものであります。

次に、議案第36号 勝浦市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。本案は、国の新型コロナウイルス感染症対策本部において決定のあった新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策に伴い、国民健康保険における傷病手当金について、国内の感染症拡大防止の観点から、被用者のうち、新型コロナウイルス感染症に感染した者または発熱等の症状があり感染が疑われる者に対して、労務に服することができなくなった日から起算して、3日を経過した日から労務に服することができない期間を支給期間として、1日当たりの額として、直近の継続した3か月間の給与収入の合計額を就労日数で除した金額に3分の2を乗じた額を支給するため、本条例について所要の改正をしようとするものであります。

次に、議案第37号 勝浦市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。本案は、千葉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部が改正され、令和2年5月1日から施行されたことに伴い、本市において、千葉県後期高齢者広域連合が支給する傷病手当金に係る申請書の提出の受付事務を執行すべく、本条例について所要の改正をしようとするものであります。

次に、議案第38号 勝浦市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。本案は、地方税法等の一部を改正する法律及び地方税法施行令の一部を改正する政令が令和2年3月31日に公布されたことに伴い、本条例について所要の改正をしようとするものであります。

主な改正点について申し上げますと、1点目は、法令改正に併せた基礎課税分の課税限度額の引上げであります。基礎課税分の課税限度額を2万円引き上げて63万円に、介護納付金課税額の課税限度額を1万円引き上げて17万円に、今回据え置かれる後期高齢者支援金分19万円と合わせ、合計99万円を令和2年度の課税限度額にしようとするものであります。

2点目は、国保税の軽減判定に用いる所得の引上げであります。国保税では、低所得者に対する軽減措置として、所得に応じて、応益分を7割、5割、2割とそれぞれ軽減する仕組みがあり、今回、5割軽減で判定する被保険者の数に乗すべき金額を5,000円引き上げ28万5,000円

に、2割軽減で判定する被保険者数の数に乗すべき金額を1万円引き上げ52万円にしようとするものであります。なお、この拡充により、延べ20世帯、税額で約27万円の軽減の増加が見込まれます。また、本条例につきましては、去る5月29日に、勝浦市の国民健康保険事業の運営に関する協議会に諮問し、妥当である旨、答申をいただいておりますことを申し添えます。

次に、議案第39号 勝浦市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。本案は、介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担の算定等に関する政令の一部を改正する政令が令和2年3月30日に公布され、同年4月1日から施行されたことにより、介護保険料の所得段階のうち、第1段階、第2段階及び第3段階の減額率が改正されたことに伴い、本条例について所要の改正をしようとするものであります。今回の政令改正は、令和元年10月からの消費税率の引上げに伴うものであります。これにより、具体的には、第1段階の減額率を現行の0.375から0.3へ、第2段階は0.625から0.5へ、第3段階は0.725から0.7へ改正しようとするものであります。なお、今回の改正に伴う減額分につきましても一般会計から繰り入れることとなりますが、繰入額のうち、国が2分の1、県が4分の1を負担することになります。

次に、議案第40号 夷隅郡市広域市町村圏事務組合の規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について申し上げます。本案は、令和2年1月31日開催の令和2年第1回管理者・副管理者会議にて、夷隅郡市広域ごみ処理施設建設中止が決定され、同年2月14日開催の組合議会説明会においても承認されたことから、夷隅郡市広域市町村圏事務組合同規約中、共同処理する事務に規定する「一般廃棄物処理施設（し尿処理に関わるものを除く。）の建設及び管理に関すること。」を削除するため、同組合同規約の一部を改正する規約の制定について、地方自治法第286条第1項の規定により、関係市町と協議するに当たり、同法第290条の規定により、議会の議決を求めようとするものであります。

以上で、議案第33号から議案第40号までの提案理由の説明を終わります。

○議長（黒川民雄君） 11時20分まで休憩いたします。

午前11時04分 休憩

午前11時20分 開議

○議長（黒川民雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

市長より訂正の申出がありましたので、発言を許可いたします。土屋市長。

○市長（土屋 元君） 議案第36号 勝浦市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、及び議案第37号 勝浦市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案説明中読み誤りがありましたので訂正させていただきたいと思っております。誤りは、「〇〇〇〇〇」と言いましたが、正しくは「傷病手当金」の間違いでありました。

以上、訂正させていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（黒川民雄君） 次に、議案第41号 令和2年度勝浦市一般会計補正予算、議案第42号 令和2年度勝浦市国民健康保険特別会計補正予算、議案第43号 令和2年度勝浦市水道事業会計補正予算、以上3件を一括議題といたします。市長から提案理由の説明を求めます。土屋市長。

〔市長 土屋 元君登壇〕

○市長（土屋 元君） ただいま議題となりました、議案第41号から議案第43号までの提案理由の説明を申し上げます。

初めに、議案第41号 令和2年度勝浦市一般会計補正予算について申し上げます。今回の補正予算は、歳入歳出予算及び地方債の補正であります。歳入歳出予算においては、既定予算に4億3,041万5,000円を追加し、予算総額を108億2,271万円にしようとするものであります。

歳出予算のうち、総務費においては総務管理費を主に1億270万6,000円を追加し、民生費においては社会福祉費を主に321万9,000円を追加し、衛生費においては上水道費を主に4,225万6,000円を追加し、農林水産業費においては水産業費を主に9,047万6,000円を追加し、商工費においては4,091万円を追加し、土木費においては道路橋梁費を主に9,047万6,000円を追加し、消防費においては1,562万6,000円を追加し、教育費においては小学校費を主に4,474万6,000円を追加しようとするものであります。

これに対する財源としまして、歳入予算に、地方譲与税328万7,000円、分担金及び負担金51万8,000円、国庫支出金7,002万4,000円、県支出金2,281万1,000円、繰入金1億9,810万9,000円、繰越金3,734万4,000円、諸収入52万2,000円、市債9,780万円を追加計上しようとするものであります。地方債においては、公営住宅整備事業債のほか1件を追加し、漁港海岸保全施設整備事業債のほか2件の限度額を変更しようとするものであります。

次に、議案第42号 令和2年度勝浦市国民健康保険特別会計補正予算について申し上げます。今回の補正予算は、事業勘定の歳入歳出予算の補正であります。

歳入歳出予算においては、既定予算に212万4,000円を追加し、予算総額を22億2,128万3,000円にしようとするものであります。歳出予算のうち、保険給付費においては傷病手当金に50万円を追加し、国民健康保険事業費納付金においては後期高齢者支援金等分を主に162万4,000円を追加しようとするものであります。これに対する財源として、歳入予算に、県支出金50万円、繰越金162万4,000円を追加計上しようとするものであります。

次に、議案第43号 令和2年度勝浦市水道事業会計補正予算について申し上げます。今回の補正予算は、資本的収入の補正であります。資本的収入において、国庫補助事業に係る一般会計からの繰入れに伴い、出資金3,840万円を追加しようとするものであります。

以上で、議案第41号から議案第43号までの提案理由の説明を終わります。

○議長（黒川民雄君） この際、担当課長から補足説明を求めます。植村財政課長。

〔財政課長 植村 仁君登壇〕

○財政課長（植村 仁君） それでは、議案第41号 令和2年度勝浦市一般会計補正予算（第4号）の補足説明を申し上げます。説明は、事項別明細書により主なものについて申し上げます。なお、歳入予算につきましては、歳出予算に合わせ説明させていただきますので、御了承願います。

それでは、恐れ入りますが15ページをお開き願います。2款総務費であります。1項総務管理費、3目財産管理費の庁舎維持管理経費361万4,000円につきましては、元勝浦診療所医師住宅2棟の解体工事費の計上であります。

次に、6目諸費、下段のふるさと応援寄附者特産品等贈呈事業9,757万2,000円の計上につきましては、今年3月31日までに決済された寄附のうち、同日までに未発送となっているお礼品

代金及び送料の業務委託料などの経費であります。なお、財源につきましては、全額、ふるさと応援基金繰入金を見込んでおります。

次に、18ページをお開き願います。3款民生費であります。1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、住居確保給付事業200万9,000円の計上につきましては、新型コロナウイルスの感染拡大による雇用情勢に伴う支給対象の拡大等を見込んでの住宅確保給付金であります。なお、財源の一部として、国庫補助金150万6,000円を見込んでおります。

次に、19ページ、4款衛生費であります。1項保健衛生費、2目予防費の感染症等予防接種事業5万3,000円につきましては、骨髄移植手術等の特別な理由により免疫が消失し、任意で再度予防接種を受ける場合に、保護者が負担する予防接種費用の助成金の計上であります。3目環境衛生費の空家対策事業349万4,000円につきましては、特定空家に認定されている建物のうち、特に危険で周辺住民等に甚大な被害を与えかねないものについて、白木区及び沢倉区の特定空家2棟に対する崩壊対策工事費の計上であります。

次に、3項上水道費、1目上水道費の上水道事業3,840万円につきましては、佐野浄水場の活性炭接触槽建設工事に係る一般会計から水道会計への出資金の計上であります。

次に、20ページをお開き願います。5款農林水産業費であります。1項農業費、3目農業振興費の農林水産業者緊急支援事業1,000万円につきましては、新型コロナウイルス感染症の経営支援対策として、市内農林業者への支援金の計上であります。

5目農地費の農業水路等長寿命化・防災減災事業2,520万円につきましては、農業用ため池34か所のハザードマップ作成業務委託料の計上であります。なお、財源の一部として、県補助金2,110万円を見込んでおります。

6目林業費の森林環境整備基金積立金328万7,000円につきましては、歳入に計上いたしました森林環境譲与税の増額分を、森林環境整備基金に積み立てるものであります。

2項水産業費、2目水産業振興費の農林水産業者緊急支援事業3,000万円につきましては、新型コロナウイルス感染症の経営支援対策として、市内水産業就労者への支援金の計上であります。

3目漁港管理費の漁港施設維持管理経費172万7,000円につきましては、勝浦東部漁港、新官物揚場の補修工事費の計上であります。なお、財源の一部として、漁協からの分担金51万8,000円を見込んでおります。

次に、海岸堤防等老朽化対策事業2,026万2,000円につきましては、海岸保全施設の長寿命化計画に基づき、昨年度に実施した設計業務による鵜原漁港海岸の護岸改修工事費の計上であります。なお、財源の一部として、市債、これは交付税措置70%の漁港海岸保全施設整備事業債2,020万円を見込んでおります。

次に、22ページをお開き願います。6款商工費であります。1項商工費、2目商工業振興費の中小企業等緊急支援事業4,011万円につきましては、新型コロナウイルス感染症の経営支援対策として、市内中小企業等経営者への支援金等の計上であります。

次に、23ページ、7款土木費であります。2項道路橋梁費、3目橋梁維持費の道路メンテナンス事業6,330万8,000円につきましては、延長10メートル以下の76の橋の定期点検、杉ノ谷長尾線ほか3路線の詳細設計などの委託料として3,459万8,000円、出水歩道橋の修繕工事費として2,871万円の計上であります。なお、財源の一部として、国庫補助金3,428万3,000円、市債、

道路改良等事業債1,720万円を見込んでおります。

次に、下段の5項住宅費、1目住宅管理費の市営住宅維持管理経費2,596万8,000円につきましては、市営住宅みなと団地の浄化槽改修工事に係る工事管理業務委託96万8,000円及び改修工事経費2,500万円の計上であります。なお、財源の一部として、国庫補助金1,125万円、市債、公営住宅整備事業債1,470万円を見込んでおります。

次に、25ページをお開き願います。8款消防費であります。1項消防費、2目消防施設費の消防施設整備事業1,108万1,000円の計上につきましては、白木の第5分団第3班の消防団仮設小屋及び器具置場の建設工事費等であります。なお、財源の一部として、県補助金161万1,000円、市債、これは交付税措置70%の消防施設整備事業債を870万円見込んでおります。

次に、3目災害対策費、下段の防災行政無線整備・管理事業358万6,000円につきましては、塩害による劣化が進行し、部品落下のおそれがある墨名第5子局の改修工事費の計上であります。

次に、26ページをお開きください。9款教育費であります。2項小学校費、1目学校管理費の情報機器整備事業2,737万4,000円の計上につきましては、市内小学生に対する1人1台のタブレットパソコンの整備に係る経費で、タブレットパソコンを318台購入するための備品購入費等の計上であります。なお、財源の一部として、備品購入費に対して、国庫補助金1,431万円を見込んでおります。

次に、3項中学校費、1目学校管理費の情報機器整備事業1,658万8,000円の計上につきましては、先ほど説明いたしました小学校費と同様に、市内中学生に対する1人1台のタブレットパソコンの整備に係る経費で、タブレットパソコンを205台購入するための備品購入費等の計上であります。なお、財源の一部として、備品購入費に対して、国庫補助金922万5,000円を見込んでおります。

以上をもちまして、議案第41号 令和2年度勝浦市一般会計補正予算（第4号）の補足説明を終わります。

○議長（黒川民雄君） これをもちまして、市長の説明及び担当課長からの補足説明を終わります。

休 会 の 件

○議長（黒川民雄君） 日程第7、休会の件を議題といたします。

お諮りいたします。明6月9日は議案調査等のため休会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川民雄君） 御異議なしと認めます。よって、明6月9日は休会することに決しました。

散 会

○議長（黒川民雄君） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。
6月10日は、定刻午前10時から会議を開きますので、御参集をお願いします。
本日は、これをもって散会いたします。御苦労さまでした。

午前11時39分 散会

本日の会議に付した事件

- 1. 諸般の報告
- 1. 行政報告
- 1. 会期の決定
- 1. 会議録署名議員の指名
- 1. 議案第32号の総括審議
- 1. 議案第33号～議案第43号までの上程・説明
- 1. 休会の件